

官報

号外 平成十一年三月十六日

○第百四十五回 衆議院會議録 第十五号

平成十一年三月十六日(火曜日)

議事日程 第九号

平成十一年三月十六日
午後零時三十分開議

- 第一 雇用・能力開発機構法案(内閣提出)
- 第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件
国会議員として在職五十年に達せられた櫻内義雄君に対し、特に院議をもって重ねて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長發議)

日程第一 雇用・能力開発機構法案(内閣提出)
日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

午後零時三十二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。
第四百五十四番、南関東選挙区選出議員、水野賢一君。

〔水野賢一君起立、拍手〕

永年在職議員の特別表彰の件
○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。
国会議員として在職五十年に達せられた櫻内義雄君に対し、先例により、特に院議をもって重ねてその功勞を表彰いたしたいと存じます。(拍手)

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。
表彰文を朗読いたします。

議員櫻内義雄君は国会議員として在職すること五十年の永きにわたり、常に憲政のために尽くし民意の伸張に努めるとともに、さきに本院議長長の重責を担い、またしばしば国政の要職につき、我が国議會政治の発展に真に大きな貢獻を

された
よって衆議院は君が積年の功勞を多とし、特に院議をもって重ねてこれを表彰する
(拍手)
この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、櫻内義雄君から發言を求められております。これを許します。櫻内義雄君。

〔櫻内義雄君登壇〕
○櫻内義雄君 ただいまは、本院におきまして、私の国会議員在職五十年に對し表彰の決議をいただき、まことに感激ひとしおのものがございします。

私の初当選は昭和二十二年四月のことでしたが、東京第一区で戦いました。革新勢力の中で、一人私に加えてもらったのが初めてでありました。

しかしながら、その後、次の選挙は落選ということになりました。時の声田内閣が、北村大蔵大臣によりまして、取引高税を実施する、こういうことから、その取引高税については、東京の中小企業を中心に、大変な反対でございました。その北村大臣の同志の櫻内を落とせ、こういうことで、遺憾ながら落選をいたしましたのであります。政治の厳しさを、その折に痛感いたしました。

その後、父が島根県から代議士に出ておりましたけれども、秘密顧問官に親任されて、その後、選挙区の方で、櫻内さん、東京で頑張らずに、郷里の方へお帰りなさい、こういう勧めがございました。たまたま、初の参議院の半数改選というところで、その半数改選に出ました。

幸いにして当選をいたしました。当選後に訴訟が起こりまして、当選票の中の櫻内幸雄票は櫻内義雄の票でない、こういう訴訟なんです。それで、これは広島高等裁判所はその主張を入れて、私は失格ということになったんです。非常に残念でありました。

しかし、その後にはすぐ衆議院の選挙がありました。勇躍出馬をいたしました。当選をいたしました。(拍手)それは昭和二十七年の十月であります。その後十七回の当選を重ねまして、五十六年半ほどになります。

そういうことがもとで、本日のこの表彰をいただいたということは、まことに感激ひとしおのものがございします。

私は、今の政治の状況を見ておまして、来るべき二十一世紀を迎える、こういう際に何が私として心配であるか、こう申しますと、御承知のような、ここ数年米、銀行だ証券だ、不祥事が続きました。また、監督官庁である大蔵省あるいは日銀、あるいはまた防衛庁の關係などで、いわゆる汚職といひましようか、腐敗汚職が露呈いたしました。

これらを通じて考えますときに、人間形成が十分でないのではないか。二十一世紀に臨むに、いい人材を送らなければならぬ。これは一言で言ううと、しっかりした教育、モラルの高い人材を選ぶ、そういう方々によって次の世代を背負っていただきたいということを痛感しておるものでございします。(拍手)

もう一つ申し上げたいことは、私が政界に出て以来、荒廃した廃墟の中から出たときに、日本は何にもないが、これからは諸外国との間の政治、経済、文化の交流を深めて、そしてやっという、それ以外にはないんじゃないかといううなことを感じて、そのように努力してまいりました。

初めての当選後に、一九五一年であったと思うのであります。アメリカの招待によりまして渡米いたしました。その際、ちょうど講和會議がございました。その講和會議に列席をさせていただきました。敗戦国の吉田全權が、あの有名なトイレットペーパー演説、巻紙の草稿で演説をされましたが、そのときに強く印象に残りましたのは、北方四島は我が国の固有の領土であるということ、を明確に言われておるのであります。(拍手)

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

時移り変わりました。エリツイン大統領の東京宣言で、今世紀末までに平和条約を結ぼう、こういうことでもありますので、この領土問題がどう解決するかと刮目しておる一人でございます。

また、一九五四年に、国交のないロシアと中国に渡航をいたしました。そして、その後、この両国との間の国交の改善に努力をしまいたたいたのでありますが、我が国にとりましては、周辺諸国との交流というものはまことに重要なことでありまして、これからもそのように努めていかなければならないと痛感しておるような次第でございます。

この表彰を受けまして、これからの教育の問題、また各国との交流について、一層努力をする必要があるということを痛感いたしておりますので、御礼にあわせて、私の所信の一端を申し上げ、今後ともよろしく御指導、御鞭撻をお願いして、私のこあいさつといたします。

（拍手）

日程第一 雇用・能力開発機構法案（内閣提出）
○議長（伊藤宗一郎君） 日程第一、雇用・能力開発機構法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長岩田順介君。

雇用・能力開発機構法案及び同報告書
（本号末尾に掲載）
○岩田順介君登壇
○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました雇用・能力開発機構法案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

雇用・能力開発機構法案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

変化等に対応した雇用対策に関する業務等を実施するため、雇用・能力開発機構を設立しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、雇用・能力開発機構は、雇管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、雇用開発並びに職業能力の開発及び向上を促進し、もって労働者の雇用の安定、その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とすること、

第二に、雇用・能力開発機構は、雇管理に関する相談等の雇用開発に関する業務及び公共職業能力開発施設の設置、運営等の能力開発に関する業務を行うこと、

第三に、雇用・能力開発機構においては、このほか、雇用促進事業団が建設し、または設置していた移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡とそれまでの間の管理運営の業務を行うことなどであります。

本案は、去る三月五日労働委員会に付託され、同月十日甘利労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十二日に質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）
○議長（伊藤宗一郎君） 採決いたします。

○議長（伊藤宗一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

雇用・能力開発機構法案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 都市開発資金の貸付けに関する法律等

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
○議長（伊藤宗一郎君） 日程第二、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長木村義雄君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書
（本号末尾に掲載）

○木村義雄君登壇
○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

日程第三 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
○議長（伊藤宗一郎君） 日程第三、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長平田米男君。

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
（本号末尾に掲載）

○平田米男君登壇
○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長（伊藤宗一郎君） たいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五に、公共施設及び宅地の整備と建築物の整備があわせて行えるよう、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度を創設すること等の措置を講じようとするものであります。

○議長(伊藤家一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

日程第四 放送法第三十七条第二項の規定に
基づき、承認を求めるの件

委員長の報告を求めます。通信委員長中沢健次君。

〔本号末尾に掲載〕

橋本 逸男 (同) 同

(必召議員)

一、今十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

南関東

(議席変更)

一、昨十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二二六	大石 秀政君
二二七	棚橋 泰文君
二二八	大村 秀章君
二二九	山口 泰明君
二三〇	阪上 善秀君
二三一	今村 雅弘君
二三二	竹本 直一君
二三三	滝 実君
二三四	大野 松茂君
二三五	熊谷 市雄君
二三六	栗本 慎一郎君
二三七	宮本 一三君
二三八	原田 義昭君
二三九	萩野 浩基君
二四〇	赤城 徳彦君
二四一	坂本 剛二君
二四二	石破 茂君
二四三	北村 直人君
二四四	斉藤 斗志二君
二四五	穂積 良行君
二四六	伊吹 文明君
二四七	森井 久興君
二四八	森山 眞弓君
二四九	藤井 孝男君
二五〇	衛藤 征十郎君
二五一	稲垣 実男君
二五二	龜井 静香君
二五三	河野 太郎君
二五四	河井 克行君

二八九	田村 憲久君	三八三	岩永 峯一君
二九〇	小野寺五郎君	三八四	目片 信君
二九一	望月 義夫君	三八五	松田 仁君
二九二	中野 正志君	三八六	奥山 茂彦君
二九三	菅 義偉君	三八七	奥山 幸夫君
二九四	菅 義偉君	三八八	田中眞紀子君
二九五	松本 純君	三八九	山本 公一君
二九六	砂田 圭佑君	三九〇	米田 建三君
二九七	田中 昭一君	三九一	山本 幸三君
二九八	松本 和那君	三九二	栗原 裕康君
二九九	渡辺 具能君	三九三	山口 俊一君
三〇〇	谷畑 孝君	三九四	山本 有二君
三〇一	小林 興起君	三九五	平林 鴻三君
三〇二	柳本 卓治君	三九六	谷津 義男君
三〇三	蓮実 進君	三九七	江口 一雄君
三〇四	横内 正明君	三九八	鈴木 恒夫君
三〇五	金田 英行君	三九九	中山 成彬君
三〇六	笹川 義君	四〇〇	額賀福志郎君
三〇七	大野 功統君	四〇一	自見庄三郎君
三〇八	村井 仁君	四〇二	牧野 隆守君
三〇九	二田 孝治君	四〇三	持永 和見君
三一〇	中馬 弘毅君	四〇四	虎島 和夫君
三一〇	伊藤 公介君	四〇五	西田 司君
三一〇	龜井 善之君	四〇六	奥田 幹生君
三一〇	白川 勝彦君	四〇七	近岡理一郎君
三一〇	丹羽 雄哉君	四〇八	桜井 新君
三一〇	船田 元君	四〇九	森田 一君
三一〇	堀之内久男君	四一〇	小杉 隆君
三一〇	岡部 英男君	四一一	白井日出男君
三一〇	宮島 大典君	四一二	谷 洋一君
三一〇	倉成 正和君	四一三	津島 雄二君
三一〇	岩下 栄一君	四一四	愛知 和男君
三一〇	渡辺 博道君	四一五	島村 宜伸君
三一〇	吉川 貴盛君	四一六	東家 嘉幸君
三一〇	戸井田 徹君	四一七	小里 貞利君
三一〇	渡辺 喜美君	四一八	保利 耕輔君
三一〇	佐藤 勉君	四一九	中村正三郎君
三一〇	嘉数 知賢君	四二〇	宮腰 光寛君

(常任委員辞任及び補欠選任)			
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
厚生委員			
辞任	樹屋 敬悟君	補欠	西 博義君
農工委員			
辞任	奥田 幹生君	補欠	岩永 峯一君
新藤 義孝君	今村 雅弘君		

見解を示されたい。

五 特定事業者でない者が、地域振興券による物品の販売等を行った場合、また、葛飾区の大規模小売店舗のように地域振興券取り扱い期間に制限を受けている事業者が許可期間外で地域振興券による物品の販売等を行った場合は、地域振興券の換金等処理がどのように行われるのが望ましいと考えるか、見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一四五第八号
平成十一年三月十二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員川端達夫君提出地域振興券交付事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川端達夫君提出地域振興券交付事業に関する質問に対する答弁書

一について

地域振興券交付事業(以下「本事業」という。)は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)を事業主体として、個人消費の喚起及び地域経済の活性化を図り、地域振興に資することを目的とした事業であるが、地域振興券を取り扱う特定事業者の営む業種等は、市町村が、この目的を踏まえて自主的判断により決定することができるものとしている。この場合、市町村は、特定事業者の営む業種等を決定するに当たって公平性を確保すべきであるが、前述の目的に照らして合理的な理由があると認められる場合は、地域の実情に即して、例えば、業種等に限定を設けるようなことも許容されるものと考えている。

二について

市町村が、本事業において、大規模小売店舗について地域振興券の使用に制限を設け、若しくは使用することができる期間に差異を設け、又は特定事業者を大規模小売店舗に限定するよ

うなことができるかどうかは、そのような取扱いが本事業の目的に照らして合理的な理由があるかどうかによるが、それは、それぞれの市町村が、地域の実情に即して判断すべきものであり、本事業では、国は、この点についての市町村の判断を尊重することとしている。

日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

三について

市町村が、本事業において、大規模小売店舗に対する取扱いに差異を設けることができるかどうかは、そのような取扱いが本事業の目的に照らして合理的な理由があるかどうかによるが、それは、それぞれの市町村が、地域の実情に即して判断すべきものである。

雇用・能力開発機構法案
右国会に提出する。

四について

本事業は、国により補助が行われるものであるが、あくまでも市町村が実施主体となるものである。したがって、特定事業者の営む業種等の決定等については、それぞれの市町村において、当該市町村の判断により地域住民の納得が得られる方法が選択されるものであり、国は、この点についての市町村の判断を尊重することとしている。

五について

本事業においては、受け取った地域振興券の換金を請求できる事業者を特定事業者として登録する仕組みとしており、特定事業者として登録されていない事業者が、受け取った地域振興券の換金を請求したり、地域振興券を取り扱うことができる期間が限られている事業者が、期間外において受け取った地域振興券の換金を請求した場合には、市町村は換金に応じないこととなる。

〔答弁通知書受領〕
一、去る十二日、内閣から、衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年四月十四

目次

雇用・能力開発機構法

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
第三章 業務(第十九条―第二十一条)
第四章 財務及び会計(第二十二条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三条―第三十四条)
第六章 雑則(第三十五条―第三十九条)
第七章 罰則(第四十条―第四十二条)
附則

第一章 総則

第一条 雇用・能力開発機構は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発並びに職業能力の開発及び向上を促進し、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 機構は、主たる事務所を横浜市内に置く。

2 機構は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 機構の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により機構に出資するとき、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)
第五条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 機構でない者は、雇用・能力開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)
第八条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 機構は、主たる事務所を横浜市内に置く。

(役員及び権限)

第九條 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出することができる。

(役員及び権限)

第十條 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

(役員及び権限)

第十一條 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員及び権限)

第十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。

(役員及び権限)

第十三條 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができないうちに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その

他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員及び権限)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五條 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外を行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七條 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九條 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。
- 二 求職者が公共職業安定所の紹介により就職する場合において、必要な資金を貸し付け、及び身元保証をすること。

三 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)第十条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に對して行う援助について必要な協力を行うこと。

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用に關し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用の改善について助言すること。

六 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第九条第一項第一号及び第二号、地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二十一条の五第一項各号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に關する法律(平成三年法律第五十七号)第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものを行う職業訓練の援助を行うこと。

八 公共職業安定所の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

九 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に關する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、雇用に関する事項についての事業主に対する援助並びに労働者の職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する援助に關し必要な業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

3 機構は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、公共職業安定所の紹介(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第十九条の二第二項に規定する広範囲の地域にわたる職業紹介活動に係る紹介に限る)により就職する者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行う。

4 機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

(金融機関に対する業務の委託等)

第二十條 機構は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に對して、前条第一項及び第三項に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による労働大臣の認可があった場合においては、金融機関は、他の法律の規定に

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

雇用・能力開発機構法案及び同報告書

八

かかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第三十四条第一項及び第四十条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十一条 機構は、第十九条第一項及び第三項に規定する業務について、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三條 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、前項の規定による労働大臣の認可を受けたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を機構に出資した地方公共団体に通知しなければならない。

(決算)

第二十四條 機構は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第二十五條 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二十三條第二項の規定は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときについて準用する。

(利益及び損失の処理)

第二十六條 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び雇用・能力開発債券)

第二十七條 機構は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は雇用・能力開発債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を金融機関その他民間の団体に、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條社債管理会社の権限及び義務の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十八條 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第十九條第一項及び第三項に規定する業務に要する費用(同項に規定する業務を行うために必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十九條 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十條 機構は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給基準)

第三十一條 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

(労働省令への委任)

第三十二條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十三條 機構は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十四條 労働大臣は、必要があると認めるときは、機構若しくは受託金融機関に対して業務若しくは資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に機構若しくは受託金融機関の事務若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(連絡等)

第三十五条 機構は、その業務の運営については、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 公共職業安定所及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3 機構は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

(都道府県知事の要請等)

第三十六条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があるときは、機構に対して、公共職業能力開発施設の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要な要請をすることができ。

(解散)

第三十七条 機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第三十八条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十条第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十七条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十条の認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項、第三十条又は第三十二条の労働省令を定めようとするとき。

三 第二十五条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

四 第二十九条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2 労働大臣は、第十九条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の労働省令で

平成十一年三月十六日 衆議院会議録第十五号

定める事業に係る業務又は第十九条第三項に規定する業務(労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付けに関する業務に限る)に關し、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の認可をしようとする場合には、建設大臣と協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第三十九条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構又は受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第四十二条 第六条の規定に違反して雇用・能力開発機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、

雇用・能力開発機構法案及び同報告書

だし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の設立)

第二条 労働大臣は、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出る。とともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

(雇用促進事業団の解散等)

第六条 雇用促進事業団(以下「事業団」という)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、事業団の決算完了の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。

雇用・能力開発機構法案及び同報告書

4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府及び地方公共団体の出資金に相当する金額は、機構の設立に際しそれぞれ政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとする。

5 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七条 前条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 前条第一項の規定により機構が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構という名称を使用している者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 機構の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まる。平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例)

第十一条 機構は、第十九条に規定する業務のほか、機構の成立の際現に事業団が建設し、又は設置している次条の規定による廃止前の雇用促進

雇用・能力開発機構法案及び同報告書

機構は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、同項に規定する宿舍及び福祉施設を同項の規定により譲渡するまでの間、これらの宿舍及び福祉施設について、旧法第十九条第一項第三号及び第五号に規定する業務を行うことができる。

機構は、前項の業務を行う場合においては、第一項に規定する宿舍を、旧法第十九条第一項第三号に規定する移転就職者（以下「移転就職者」という。）以外の労働者で、住居の移転を余儀なくされたこと等に伴い職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、移転就職者の利用に支障がない限り、貸与することができる。

第一項及び第二項の規定によりこれらに規定する業務が行われる場合には、第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、第二十一条第一項中「第三項」とあるのは「第三項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項、附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、第二十八条中「第三項」とあるのは「第三項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「第十九条第三項」と、第三十八条第一項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項（附則第十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十一条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条並びに附則第十一条第一項及び第二項」とする。

雇用・能力開発機構法案及び同報告書

(雇用促進事業団法の廃止に伴う経過措置)
第十三条 前条の規定の施行前に旧法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十四条 附則第十二条の規定の施行前に事業団が旧法第十九条第三項第二号又は第三号の規定により行った資金の貸付けであつて、機構が附則第六条第一項の規定により当該資金の貸付けに係る権利及び義務を承継したものについては、なお従前の例による。この場合において、旧法第十九条第三項、第十九条の二第一項、第二十条第一項、第二十七条及び第四十条中「事業団」とあるのは、「機構」とする。

第十五条 附則第十二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第六條から第十條まで及び前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）
第十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の九中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)」を「雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)」に、「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)
第十八条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第

百五十八号の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「雇用促進事業団法(昭和三十一年法律第百十六号)第十九条の二」を「雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第百二十号)」に、「雇用促進事業団又は」を「雇用・能力開発機構又は」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第十三号及び第五十八條の二第一項第十一号中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

（石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正）
第二十条 石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭

十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第七号 第二十六条第二項第八号及び第三十六条の二（見出しを含む。）中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第二十一条 地方財政再建促進特別措置法

三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）

を「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)」に改め、同

条第三項中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改め、同条第四項中「雇用促進事業団」

法第十九条の二及び第三十七条第一項を「雇
用・能力開発機構法第二十條及び第三十八條第

一項に、「第三十三條及び第三十九條を第三十四條及び第四十條」に、「第十九條の二第三

項」を「第二十条第三項」に改め、同条第五項中「雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第

一項(同法第十九条の二)第一項並びに第二十条第一項を「雇用・能力開発機構法第二十一条及

第三十八條第一項(同法第二十二條第一項並び

に第二十一條第一項に改め、同條第二項中「雇
用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四
條第四項」を「雇用・能力開発機構法第二十三條
第二項及び第二十五條第四項」に改め、同條第
七項中「雇用促進事業団法第四十條第三号」を
「雇用・能力開発機構法第四十一條第三号」に改
める。

附則第三項ただし書中「当該期間が経過する」を「この法律の失効」に、「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の二部改正）

る臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

第七条中、「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

「第三章 雇用促進事業団の援護業務」を第二章 雇用・能力開発機構の援護業務」に改め

第二十三条第一項中「雇用促進事業団（以下

「事業団」という。は、雇用促進事業団法（昭和
三十六年法律第百十六号）を「雇用・能力開発

機構(以下「機構」という。)は、雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)に改め、

同条第二項中「事業団」を「機構」に改める。
第二十四条第一項中「事業団」を「機構」に改

め、同条第三項中「雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項」を「雇用・能力開発

機構法第二十条及び第三十八条第一項に「第
三十三条及び第三十九条を第三十四条及び第

四十條」に、「第十九條の二第三項を第二十條第三項」に改める。

第二十五条第一項及び第三十二条から第三十四条までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

三月二十六日 奉諭旨 著交部議處

應月、能了用給養費去案及不可假占者、

[illegible]

100

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

雇用・能力開発機構法案及び同報告書

一一一

第三項中「雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七條第一項を雇用・能力開発機構法第二十條及び第三十八條第一項に、「第三十三條及び第三十九條を第三十四條及び第四十條に、「第十九條の二第三項を第二十條第三項に改め、同条第四項中「雇用促進事業団法第二十條及び第三十七條第一項(同法第十九條の二第一項並びに第二十條第一項を雇用・能力開発機構法第二十一條及び第三十八條第一項(同法第二十條第一項並びに第二十一條第一項に、「第三十七條第一項(同法第二十條第一項)を第三十八條第一項(同法第二十一條第一項)に改め、同条第五項中「雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第四項を雇用・能力開発機構法第二十三條第二項及び第二十五條第四項に改め、同条第六項中「雇用促進事業団法第四十條第三項を雇用・能力開発機構法第四十一條第三項に改める。

法律の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「雇用促進事業団法(昭和三十一年法律第百十八号)を雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)に、「雇用促進事業団法を雇用・能力開発機構法に改める。

第十條中「雇用促進事業団を雇用・能力開発機構に改める。

第九條第一項第二号中「第十條の二において」を以下に改め、同条第二項中「雇用促進事業団法(昭和三十一年法律第百十八号)を雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)に、「雇用促進事業団法を雇用・能力開発機構法に改める。

第十條第一項中「雇用促進事業団を雇用・能力開発機構に改める。

第十條の二の見出しを「雇用・能力開発機構の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け」に改め、同条第一項中「雇用促進事業団法を雇用・能力開発機構法に、「雇用促進事業団法を雇用・能力開発機構法に改め、同条第二項を削る。

第十一條第一項中「雇用促進事業団を雇用・能力開発機構に改める。

附則第二條を次のように改める。

第二條 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法附則第十一條第二項の規定により同項に規定する宿舍(以下「既設宿舍等」という。)の設置及び運営を行うときは、次に掲げる者に既設宿舍等を貸与することができ、この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

一 雇用・能力開発機構の成立の際現に雇用促進事業団から雇用・能力開発機構法附則第三十四條の規定による改正前の第十條の二第二項の規定により同項の宿舍の貸与を受けている者

二 通常通勤することができ、地域内に所在する事業所に雇用される労働者であつて、認定計画に基づき当該事業所以外の事業所に雇用されることが必要であると、宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるもの

附則第三條から第九條までを削り、第十條を第三條とする。

附則中第三條から第九條までを削り、第十條を第三條とする。

(地域雇用開発等促進法の一部改正)

第三十五條 地域雇用開発等促進法の一部を次のように改正する。

第七條の二第十項中「第四章の二において」を以下に改める。

第九條の見出し中「雇用促進事業団を雇用・能力開発機構に改め、同条中「雇用促進事業団法を雇用・能力開発機構法に改め、「及び職業生活上の環境の整備改善を削り、「雇用促進事業団法(昭和三十一年法律第百十八号)第十九條第一項第一号を雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)第十九條第一項第七号に改め、「及び同項第五号の福祉施設を削る。

第十條第一項中「雇用促進事業団を雇用・能力開発機構に改める。

第十六條第一項中「雇用促進事業団を雇用・能力開発機構に改める。

第二十條の三の見出しを「雇用・能力開発機構の行う施設の設置に関する特別の配慮」に改め、同条第一項中「雇用促進事業団法を雇用・能力開発機構法に改め、「及び職業生活上の環境の整備改善を削り、「雇用促進事業団法第十九條第一項第一号を雇用・能力開発機構法第十九條第一項第七号に改め、「同項第三号の宿舍及び同項第五号の福祉施設を削り、同条第二項を削る。

第二十一條の五第三項中「雇用促進事業団法」を「雇用・能力開発機構法」に、「雇用促進事業団法」を「雇用・能力開発機構法」に改める。

附則中第二條を削り、第三條を第二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(雇用・能力開発機構の業務の特例に係る措置)

第三條 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法附則第十一條第二項の規定により同項に規定する宿舍(以下「既設宿舍等」という。)の設置及び運営を行うときは、雇用環境整備地域内に所在する事業所に雇入れられる雇用環境整備地域求職者(当該雇用環境整備地域内に居住する者を除く。)で、承認地域雇用環境整備計画に定める事項に照らして宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舍等を貸与することができ、この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

附則第四條から第十四條までを削る。

(港灣労働法の一部改正)

第三十六條 港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善に関する法律の一部改正)

第三十七條 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

のように改める。

(地方税法の一部改正)

の用に供する土地のうち、附則第十二条の規定の施行の日の前日において旧地方税法第五百八

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

ものに対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(北海道開発法の一部改正)

第四十七条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第四十八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四号中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 雇用・能力開発機構の監督その他雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第号)の施行に関する事。

第四号第五十一号中「第三号」を「第二号」に改め、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第九十一号)を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第四十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第五十八号中「雇用促進事業団」を「雇用・能力開発機構」に改める。

理 由

特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団を解散して雇用・能力開発機構を設立し、雇用の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の雇用開発並びに職業能力の開発及び向上に必要となる業務を行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用・能力開発機構法案及び同報告書 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

雇用・能力開発機構法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人の整理合理化を促進し、あわせて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団を解散して雇用・能力開発機構を設立し、雇用開発並びに職業能力の開発及び向上に必要となる業務を行わせようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)

は、雇用の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、雇用開発並びに職業能力の開発及び向上を促進し、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とするものとする。

2 機構は、雇用の改善に関する相談、中小企業労働力確保法による良好な雇用機会の創出等のための助成及び援助等の雇用開発に関する業務並びに公共職業能力開発施設の設置及び運営、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての相談その他の援助等の能力開発に関する業務を行うものとする。

3 機構は、2の業務のほか、その設立の際に雇用促進事業団(以下「事業団」という。)が現に設置している移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡並びにそれまでの間の運営をする業務を行うことができるものとする。

4 機構の主たる事務所を横浜に置くとともに、その法人格、資本金、登記、役員及び職員、財務及び会計、監督等について、所要の規定を整備するものとする。

5 機構の設立手続に係る規定、事業団の解散並びにその権利及び義務の機構への承継に係る規定等所要の規定の整備をするものとする。

6 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、雇用促進事業団法の廃止及び関係法律の一部改正等は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を促進し、あわせて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団を解散して雇用・能力開発機構を設立し、雇用開発並びに職業能力の開発及び向上に必要となる業務を行わせようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度一般会計予算総務府所管に千五百五十万、労働省所管に七千万、平成十一年度労働保険特別会計予算(労働省所管)の雇用勘定に二千五百五十六万六千六百三十三万、労災勘定に十一億六千九百四十四万、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算(大蔵省、通商産業省及び労働省所管)の石炭勘定(労働省所管)に五億七千五百三十三万がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成十一年三月十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

労働委員長 岩田 順介

(別紙)

雇用・能力開発機構法案に対する附帯決議

一四

雇用・能力開発機構に、その業務運営の円滑適正を期する目的をもって、公労使を含む関係者で構成する運営協議会を設置し、中小企業とその労働者が利用しやすいよう各種情報の提供や相談援助の充実を努めること。

二 企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、雇用・能力開発機構における職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、自発的に職業能力開発を行おうとする離職者も含め広く労働者一人一人が、高度な知識・技能を習得することができるよう段階的かつ体系的な職業訓練体制の整備・充実に努めること。

三 移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡について、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

四 この法律の施行後三年を経過した場合において、施行の状況を勘案しつつ、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

平成十一年二月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、九九六、三〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、七〇九、〇〇〇円	
第二項症		四、七五七、〇〇〇円	
第三項症		三、九一七、〇〇〇円	
第四項症		三、一〇〇、〇〇〇円	
第五項症		二、五〇八、〇〇〇円	
第六項症		二、〇二八、〇〇〇円	
第一款症		一、八四八、〇〇〇円	
第二款症		一、六八二、〇〇〇円	
第三款症		一、三四九、〇〇〇円	
第四款症		一、〇八六、〇〇〇円	
第五款症		九五九、〇〇〇円	

第八条第二項及び第三項中「十九万三千円」を「十九万三千二百円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	六、〇七三、〇〇〇円	
第二款症	五、〇三七、〇〇〇円	
第三款症	四、三二一、〇〇〇円	
第四款症	三、五五〇、〇〇〇円	
第五款症	二、八四八、〇〇〇円	

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇四六、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、三五一、一〇〇円	
第二項症		三、六二九、九〇〇円	
第三項症		三、〇〇〇、〇〇〇円	
第四項症		二、三七八、〇〇〇円	
第五項症		一、九三三、九〇〇円	
第六項症		一、五六七、二〇〇円	
第一款症		一、四二四、六〇〇円	
第二款症		一、二九六、六〇〇円	
第三款症		一、〇四二、五〇〇円	
第四款症		八四二、五〇〇円	
第五款症		七四一、一〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、六二九、三〇〇円	
第二款症	三、八四二、二〇〇円	
第三款症	三、二九四、三〇〇円	
第四款症	二、七〇六、六〇〇円	
第五款症	二、一七二、七〇〇円	

第二十六條第一項中「百九十三万三千五百円」を「百九十四万八千七百円」に改める。

第二十七條第一項中「百九十三万三千五百円」

を「百九十四万八千七百円」に、「百五十三万四千五百円」を「百五十四万六千七百円」に改め、同条第三項の表中「四八二、三二〇円」を「四八

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

八、四一〇円に、「三八四、二二〇円」を「三八九、三二〇円」に、「二六六、五二〇円」を「二七〇、三二〇円」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十八項中「十九万二千円」を「十九万三千二百円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第三条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成七年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改める。

第五条第一項中「四十万円」を「二十四万円」に、「十年」を「六年」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 第三条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「旧法」という。)による特別弔慰金で平成十一年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

ア 障害年金額(第五項症の場合)

区 分	現	改 正 後
公 務 傷 病	二、四九一、〇〇〇円	二、五〇八、〇〇〇円

2 一の死亡した者について旧法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、第三条の規定による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という。)の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。
3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十一年十月一日とする。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、平成七年四月一日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象範囲の拡大を行うこととするもので、その要旨は次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
(一) 障害年金、遺族年金等の額を、平成十一年四月分から次のとおり引き上げること。
(1) 障害年金

イ 扶養加給額

区 分	現	改 正 後
配 偶 者	一九二、〇〇〇円	一九三、二〇〇円

(2) 遺族年金及び遺族給与金

区 分	現	改 正 後
公 務 死	一、九三三、五〇〇円	一、九四八、七〇〇円
勤 務 関 連 死	一、五三四、五〇〇円	一、五四六、七〇〇円
公 務 死(重症)	一、五三四、五〇〇円	一、五四六、七〇〇円
平 病 死	四八二、三二〇円	四八八、四一〇円
公務(軽症)及び勤務関連(重症)	三八四、二二〇円	三八九、三二〇円
勤務関連(軽症)	三八四、二二〇円	三八九、三二〇円
公務傷病併発	二六六、五一〇円	二七〇、三二〇円
併発死	二六六、五一〇円	二七〇、三二〇円
勤務関連傷病併発	二六六、五一〇円	二七〇、三二〇円

(一) その他所要の改正を行うこと。
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正
平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する者がいなくなった戦没者等の遺族に、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給すること。
3 施行期日
この法律は、平成十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象範囲の拡大を行うことは、特宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、障害年金、遺族年金

金等の額を引き上げるための経費として平成十一年度一般会計予算(厚生省所管)において、約五億円が計上されている。
また、特別弔慰金に係る国債償還に必要な経費として、平成十二年度以降における国債整理基金特別会計(大蔵省所管)の中で、総額約百二十五億円が計上される見込みである。
右報告する。
平成十一年三月十二日
厚生委員長 木村 義雄
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十一年二月二日
内閣総理大臣 小淵 恵三

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「昭和六十二年法律第六十二号」の下に、「以下「民間都市開発法」という。」を、「民間都市開発推進機構」の下に、「以下「民間都市機構」という。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「又は地方自治法」を「若しくは地方自治法」に、「次に掲げる貸付け」を「第一号若しくは第二号に掲げる貸付けを行う場合又は地方公共団体が第三号に掲げる貸付け」に、「当該都道府県又は指定都市」を「これらの地方公共団体に改め、(第一号)の下に、又は第三号を加え、同項第一号中「この号及び次号」を「この項」に改め、「以下「組合」という。」を削り、同号イ中「第十八条」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「組合」を「土地区画整理組合」に改め、同項に次の一号を加える。

三 土地区画整理事業(第一号イからホまでに掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種別及び規模等が同号の政令で定める基準に適合するものに限る。)の施行者(土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。)が、保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を、建設省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が出資している法

人で政令で定めるものに取得させるときは、当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

第一条第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。
5 国は、住宅・都市整備公団に対し、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条第一項第一号から第五号までに掲げる業務のうち市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給を図るものであつて政令で定めるもの並びに同項第六号から第十二号まで及び第十五号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。
6 国は、地域振興整備公団に対し、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第十九条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

第一条第二項の次に次の一項を加える。
3 国は、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

一 市街地再開発事業を施行する個人施行者(都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者をいう。)で政令で定めるもの又は市街地再開発組合に対する当該市街地再開発事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け
二 市街地再開発事業の施行者(都市再開発法第二条第二号に規定する施行者をいう。)

以下この号において同じ。)が、施設建築物又は施設建築敷地(同条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ。)に関する権利(施行地区(同条第三号に規定する施行地区をいう。)内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者(施行者を除く。)が当該権利に対応して与えられることとなるものを除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部を、建設省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、施行者又は施行者である市街地再開発組合の組合員が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときは、当該法人に対する当該施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の全部又は一部の取得に

必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け
第二条第一項中「前条第一項若しくは第四項」を「前条第一項、第二項若しくは第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項若しくは第四項」を「同条第二項若しくは第七項」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「の規定による貸付け金、同条第四項」を、「同条第一号」の下に若しくは第三号を加え、「又は同条第五項」を、「同条第五項、第六項又は第八項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。
4 前条第三項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄各項に掲げるとおりとする。

項 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 方 法
一 前条第三項第一号の貸付金	八年(都市再開発法第二十一条第二項の規定により設立された市街地再開発組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものにあつては、十二年)以内	一 一括償還	
二 前条第三項第二号の貸付金	二十五年以内(据置期間を含む。)	十年以内	均等半年賦償

第二条第七項中「前条第五項」の下に、「第六項又は第八項」を、「二十年」の下に「同条第五項又は第六項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第八項の規定による貸付金にあつては」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「都道府県若しくは指定都市」を「地方公共団体に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「の都道府県若しくは指定都市」を「又は第四項の地方公共団体に」、「個人施行者若しくは組合又は個人施行者若しくは組合から委託を

受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者がを者」に、「都道府県又は指定都市」を「地方公共団体に」、「個人施行者若しくは組合又は個人施行者若しくは組合から委託を受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者から」を「貸付けを受けた者から」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法並びに同項の都道府県又は指定都市の貸付金の償還期

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄並びに償還期限の欄

間の欄及び償還方法の欄並びに償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。

項 区 分	償還期間	据置期間	償還方法	償 還 期 限
一 前条第四項第一号の貸付金(二)の項に掲げるものを除く。	八年以内 (据置期間を含む。)	六年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第九條第三項又は第二十一條第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十年以内
二 前条第四項第一号の貸付金のうち土地区画整理法第十四條第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに對するもの	十年以内 (据置期間を含む。)	八年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第二十一條第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年以内
三 前条第四項第二号の貸付金(四)の項に掲げるものを除く。	八年以内 (据置期間を含む。)	四年以内	元金均等還 半年賦償還	土地区画整理法第九條第三項又は第二十一條第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十年以内
四 前条第四項第二号の貸付金のうち土地区画整理法第十四條第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものから委託を受けて土地区画整理事業の施行に關する業務を行う者に対するもの	十年以内 (据置期間を含む。)	六年以内	元金均等還 半年賦償還	土地区画整理法第二十一條第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年以内
五 前条第四項第三号の貸付金	二十五年 (据置期間を含む。)	十年以内	均等半年賦償還	

第二条に次の一項を加える。

9 国は、前条第八項の規定による貸付金で民間都市開発法第四條第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を一括償還の方法によるものとする事ができ

る。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

附則第二項中「民間都市開発の推進に關する特別措置法第三條第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構(以下単に「機構」という。)を民間都市機構に、同法を民間都市開発法に改める。
附則第五項中「機構」を「民間都市機構」に、

「民間都市開発の推進に關する特別措置法」を「民間都市開発法」に改め、「業務」の下に「及び民間都市開発法附則第十七條第一項の規定により建設大臣の指示を受けて行ふ業務」を加える。

附則第六項中「機構は、民間都市開発の推進に關する特別措置法附則第十四條第二項各号に掲げるを民間都市機構は、前項に規定する」に、「前項を」を「同項」に改める。

附則に次の一項を加える。

9 平成十二年三月三十一日までの間における第一条第三項又は第四項の規定による貸付金については、同条第三項中「資金の二分の一以内」とあり、及び同条第四項中「資金(第一号又は第三号に掲げる貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内)」とあるのは「資金」と、同条第三項並びに第四項第一号及び第三号中「政令で定める範囲内」とあるのは「政令で定める範囲の二分の一以内」とする。

(民間都市開発の推進に關する特別措置法の一部改正)

第二条 民間都市開発の推進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 民間都市開発推進機構(第三条・第十四條)

第三章 事業用地適正化計画の認定(第十四條の二・第十四條の三)

第四章 補助(第十五條・第十九條)

第五章 罰則(第二十條・第二十二條)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 民間都市開発推進機構

第五條第一項中「第一条第五項を」を「第一条第八項」に改める。

第十四條の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 事業用地適正化計画の認定

(事業用地適正化計画の認定)

第十四條の二 民間都市開発事業を施行しようとする者は、従前から所有権又は借地権を有する土地にこれに隣接する土地を合せて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を民間都市開発事業の用に供しようとするときは、建設省令で定めるところにより、隣接する土地の所有権の取得又は借地権の取得若しくは設定(以下この章及び附則第十七條第一項において「所有権の取得等」という。)をし、民間都市開発事業の用に供する一団の土地としてその形状、面積等を適正化する計画(以下「事業用地適正化計画」という。)を作成し、建設大臣の認定を申請することができる。

2 建築物の敷地を整備し、当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとする者は、従前から所有権又は借地権を有する土地(建築物の敷地を整備しようとする土地の区域内に当該民間都市開発事業を施行しようとする者が所有権又は借地権を有する土地がある場合にあつては、当該土地を含む。)にこれに隣接する土地を合せて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供せようとするときは、当該民間都市開発事業を施行しようとする者と共同して、建設省令で定めるところにより、事業用地適正化計画を作成し、建設大臣の認定を申請することができる。

3 前二項の認定(以下「計画の認定」という。)を申請しようとする者は、事業用地適正化計画について、民間都市開発事業の用に供しよ

うとする一団の土地(以下この章において「事業用地」という。)について所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は事業用地の区域内の建築物について権利を有する者の同意を得なければならぬ。ただし、その権利をもって計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

4 前項の場合において、事業用地について所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は事業用地の区域内の建築物について権利を有する者のうち、事業用地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、計画の認定を申請することができる。

5 事業用地適正化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業用地の位置及び面積
- 二 申請者が従前から所有権又は借地権を有する事業用地の区域内の土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該土地について申請者の有する権利の種類及び内容
- 三 申請者が所有権の取得等しようとする前号の土地に隣接する土地(以下「隣接土地」という。)の所在、地番、地目及び面積、取得又は設定しようとする権利の種類及び内容並びに隣接土地の所有権又は借地権を有する者の氏名又は名称及び住所
- 四 隣接土地の所有権の取得等の方法(申請者が所有権若しくは借地権を有する土地又は所有権を有する建築物との交換により取得する場合にあつては、当該土地又は建築物の所在及び地番を含む。)及び予定時期
- 五 事業用地において施行される民間都市開発事業の概要及び施行の予定時期

六 隣接土地の所有権の取得等及び民間都市開発事業の施行に関する資金計画

七 その他建設省令で定める事項

6 第二項の事業用地適正化計画には、前項各号に掲げるもののほか、建築物の敷地を整備し、当該敷地の譲渡又は賃貸をする事業を施行する者及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載しなければならない。(事業用地適正化計画の認定基準)

第十四条の三 建設大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業用地適正化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 事業用地が次に掲げる要件に該当すること。

イ 住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されておらず、又はその土地の利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められること。

ロ 次のいずれかに該当する土地の区域内にあり、かつ、都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域の区域(同項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては、同法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域)内にあること。

(1) 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第三項に規定する既成市街地、同条第四項に規定する近郊整備地帯又は同条第五項に規定する都市開発区域

(2) 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第一百二十九号)第二條第三項に規定する

既成都市区域、同条第四項に規定する近郊整備区域又は同条第五項に規定する都市開発区域

(3) 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二條第三項に規定する都市整備区域又は同条第四項に規定する都市開発区域

(4) 道府県庁所在の市その他政令で定める都市の区域

ハ 面積が政令で定める規模以上であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、民間都市開発事業の用に供されることが適当であるものとして建設省令で定める基準に該当するものであること。

二 申請者が従前から所有権又は借地権を有する土地が、その形状、面積等からみて申請に係る民間都市開発事業の用に供することが困難又は不適当であること。

三 取得又は設定しようとする隣接土地の権利の内容並びに隣接土地の所有権の取得等の方法及び予定時期が適切なものであること。

四 民間都市開発事業の内容が土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであり、かつ、その施行の予定時期が適切なものであること。

五 隣接土地の所有権の取得等及び民間都市開発事業の施行に必要な経済的基礎並びにこれらを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(事業用地適正化計画の認定通知)
第十四条の四 建設大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を機構に通知しなければならない。

(事業用地適正化計画の変更)
第十四条の五 計画の認定を受けた事業者以下「認定事業者」という。は、当該計画の認定

を受けた事業用地適正化計画(以下「認定計画」という。)の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、建設大臣の認定を受けなければならない。

2 前三條の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)
第十四条の六 建設大臣は、認定事業者に対し、認定計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る隣接土地の所有権の取得等及び民間都市開発事業の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)
第十四条の七 認定事業者の一般承継人又は認定計画に係る事業用地の区域内に認定事業者が有していた土地の全部につき所有権の取得等をした者は、建設大臣の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(機構による支援措置)
第十四条の八 建設大臣は、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するため必要があると認めるときは、機構に対して、認定事業者(第十四条の二第二項の認定にあつては、建築物の敷地を整備し、当該敷地の譲渡又は賃貸をする事業を施行する者に限る。第十四条の十、第十四条の十一第一項及び附則第十七条第三項において同じ。)又は隣接土地の所有権若しくは借地権を有する者に対し必要な資金のあつせんを行うべきことを指示することができる。

2 機構が前項の規定により建設大臣の指示を受けて行う業務(以下単に「第十四条の八第一項の業務」という。)を行う場合には、第十一條第一項、第十二條及び第十七條第三号中「第十四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは、「第十四条第一項各号に掲げる業務及び第

第十四条の九 国は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第十四条の十 建設大臣は、認定事業者が認定計画に従つて隣接土地の所有権の取得等をしていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第十四条の十一 建設大臣は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第十四条の四の規定は、建設大臣が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

第十四条の十一 建設大臣は、民間都市開発事業が認定計画に従つて施行されていないと認めるときは、認定事業者(第十四条の二第二項の認定にあつては、民間都市開発事業を施行する者に限る。)に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を勧告することができる。

第二十条の前に次の章名を付し、同条の前の見出しを削る。

附則第十四条第二項中「各号」に掲げる業務の下に」及び第十四条の八第一項の業務を加え、同条第二項中「第四条第一項各号」の下に「に掲げる業務、第十四条の八第二項の業務を、」第一号の下に及び第四号を加え、「同号の事業見込地」を「第一号の事業見込地又は第四

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

号に規定する土地に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次に掲げる要件に該当する」を「第十四条の三第一号イ及びロに掲げる要件に該当し、かつ、面積が政令で定める規模以上である」に改め、イからハまでを削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その整備が隣接する事業見込地における民間都市開発事業の促進に資する道路で政令で定めるものとなるべき区域内の土地の取得及び管理をし、並びに取得した土地を当該道路を管理すべき者に譲渡すること。

附則第十四条第三項中「及び第三号」を、第三号及び第四号に改め、「同条第二項第一号」の下に「及び第四号」を加え、同条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第四号」を加へる。

附則第十五条の見出し中、第三号までの下に「又は第二項第一号若しくは第四号」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に」、「二十年を「二十年（五年以内の掘置期間を含む）」以内とし、前項の規定による貸付金の償還期間は十年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項及び第五項並びに前項の規定によるもののほか、前条第二項第一号又は第四号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

附則第十六條第三項中「資金」の下に「（前條第二項に規定する費用に充てたるべきものを除く。）を加える。

第十七条 建設大臣は、機構が附則第十四条第二項各号に掲げる業務を行う間、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するため必要があると認めるときは、機構に対して、第十四条の八第一項に規定するもののほか、認定事業者又は隣接土地の所有権若しくは借地権を有する者に対し必要な土地のあつせん又は民間都市開発事業の調整を行うべきことを指示することができる。

機構が前項の規定により建設大臣の指示を受けて行ふ業務（以下この項において単に「附則第十七条第一項の業務」という。）を行ふ場合には、第十一条第一項、第十二条及び第十七条第三号中「第四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは、「第四条第一項各号に掲げる業務及び附則第十七条第一項の業務」とする。

機構は、附則第十四条第二項第一号及び第八項の規定にかかわらず、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するため必要があると認めるときは、認定事業者の申出に応じて、取得した事業見込地における民間都市開発事業の施行に支障のない範囲内で、政令で定めるところにより、当該事業見込地の一部を当該認定事業者又は認定計画に係る隣接土地の所有権又は借地権を有する者に譲渡することができる。

土地区画整理法の一部改正)
二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十五条の二」を「第八十五条の三」に、「第八節 住宅先行建設区における住宅の建設（第百十七条の二）」を「第八節 住宅先行建設（第百十七条の二）」を「第九節 建設大臣の建設区における住宅の建設（第百十七条の二）」に改める。

第六条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)について都市計画に定められた施行区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、当該施行区域内の全部又は一部について、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行すべき土地の区域(次項、第八十五条の三第一項から第四項まで並びに第八十九条の三の規定において「市街地再開発事業区」という。)を定めることができる。

5 市街地再開発事業区的面積は、第八十五条の三第一項の規定による申出が見込まれるものについての換地の地積の合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。

第十四条第二項中「つては、」の下に「第二項又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、七人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。

3 前項の規定により設立された組合は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。

第十六条の見出しを、「(事業計画及び事業基本方針)」に改め、同条中「第十四条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条に次の三項を加える。

2 第十四条第二項の事業基本方針においては、建設省令で定めるところにより、施行地区及び土地区画整理事業の施行の方針を定めなければならない。

3 事業基本方針においては、施行地区は、施行区域の内外にわたらないように定めなければならない。

4 第十四条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければならない。

第十七条中「第十四条第一項の下に」又は第三項を加える。

第十八条の見出し中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同条中「第十四条第一項の下に」又は第二項を、「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加える。

第二十条第一項中「第十四条第一項」の下に「又は第三項を」、「区域」の下に「(同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区)を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「次条第一項各号」の下に「(第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く)」を加え、同条第三項及び第五項中「第十四条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十一条第一項中「第十四条第一項」の下に「から第三項までを」、「各号」の下に「(同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く)」を加え、「及び次項の規定に該当する」ときを削り、同項第二号中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第二項中「都道府県知事を」、「前項の規定にかかわらず、都道府県知事を」に改め、「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三項中「第十四条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第六項中「組合は」、「の下に」第十四条第一項の認可に係る」を加え、「組合を」組合」に改め、「もつて」の下に、「第四項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、

同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第十四条第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

第三十一条中「左の各号」を「次に」に改め、第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「除く外」を除くほか」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 事業計画の決定
第三十二条第七項中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十四条第二項中「第二号」を「第三号」に、「同条第十号」を「同条第二号及び第十一号」に改める。

第三十五条第一項中「第三十一条第七号から第九号まで」を「第三十一条第八号から第十号まで」に改める。

第三十九条の見出し中「及び事業計画」を「又は事業計画若しくは事業基本方針」に改め、同条第一項中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第二項中「おける事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、「及び第五項」及び第六項に、「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改め、同条第三項中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第四項中「認可」の下に「第十四条第一項又は第三項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限る。」を加え、同条第五項中「前項」を「第二項」に改め、「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一項に規定する認可(第十四条第二項に規定する認可に係る定款又は事業基本方針の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他建設省令で定める事項についての変更に係る事項を公告しなければならない。

第四十五条第三項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第五十条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に、「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に、「因り」を「より」に改め、「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業計画を決定している組合は、事業計画を決定していない組合と合併することができる。

第七十五条の見出しを「(技術的援助の請求)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七十六条第二項第二号中「その設立についての認可」を「第二十一条第三項」に改める。

第八十四条第一項中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加える。

第八十五条第五項中「次条第五項」の下に「第八十五条の三第四項」を加え、同条第六項中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八十五条の二第二項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同条第八項中「施行者が」の下に「第十四条第一項の規定により設立された」を加え、「第十四条第一項」を「同条第一項」に改める。

第三章第一節中第八十五条の二の次に次の一条を加える。
(市街地再開発事業区への換地の申出等)

第八十五条の三 第六条第四項(第十六条第一項、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の規定により事業計画において市街地再開発事業区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をすることができ、

2 前項の規定による申出をしようとする者は、申出に係る宅地(市街地再開発事業区外のものに限る。)について、当該申出をする者以外に所有権若しくは地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、若しくは収益することができ、権利(地役権を除く。)又は当該宅地に存する建築物その他の工作物の所有権若しくは賃借権その他の当該工作物の使用し、若しくは収益することができ、権利を有する者があるときは、当該申出についてこれらの者の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合 第七十六条

平成一十一年三月十六日 衆議院会議録第十五号
都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに市街地再開発事業区が定められた場合、当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い市街地再開発事業区の面積が拡張された場合、当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告
 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合
 二 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合
 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
 六 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
 七 施行者が第十四条第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、

第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

第八十六条に次の一項を加える。

四 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。
 第八十七条に次の二項を加える。

二 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を定める必要があると認めるときは、これら事項のみを定める換地計画を定めることができる。

三 施行者は、前項の換地計画を定めた場合には、第三百三条第一項の規定による換地処分を行うまでに、当該換地計画に第一項第三号に掲げる事項を定めなければならない。
 第八十九条の二の次に次の一条を加える。

(市街地再開発事業区への換地)

第八十九条の三 第八十五条の三第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を市街地再開発事業区内に定めなければならない。

第九十七条第二項及び第三項中「第八十六条第三項の下に」と及び第四項を加える。

第三章に次の一節を加える。

第九節 建設大臣の技術検定等

(建設大臣の技術検定等)

第九十七條の三 建設大臣は、仮換地の指定及び換地処分の適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。
 二 建設大臣は、政令で定めるところにより、

換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

(指定検定機関の指定)

第九十七條の四 建設大臣は、その指定する者(以下「指定検定機関」という。)に、前条第二項の技術検定の実施に関する事務(以下「検定事務」という。)を行わせることができる。

二 前項の規定による指定は、一を限り、検定事務を行おうとする者の申請により行う。
 三 建設大臣は、指定検定機関に検定事務を行わせるときは、当該検定事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第九十七條の五 建設大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の検定事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 検定事務以外の業務を行つていて、場合に、その業務を行うことによつて検定事務が不公平になるおそれがないこと。

二 建設大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第二項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第九十七條の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 イ 第二号に該当する者
 ロ 第九十七條の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第九十七條の六 建設大臣は、第九十七條の四第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

二 指定検定機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

三 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第九十七條の七 指定検定機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

二 建設大臣は、指定検定機関の役員が、第九十七條の十第一項の検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(検定委員)

第九十七條の八 指定検定機関は、建設省令で定める要件を備える者のうちから検定委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定検定機関は、前項の検定委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の検定委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第百十七条の九 指定検定機関の役員若しくは職員(前条第一項の検定委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、検定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 検定事務に従事する指定検定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(検定事務規程)

第百十七条の十 指定検定機関は、建設省令で定める検定事務の実施に関する事項について検定事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定により認可をした検定事務規程が検定事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定検定機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第百十七条の十一 指定検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第百十七条の四第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

ならない。

(帳簿の備付け等)

第百十七条の十二 指定検定機関は、建設省令で定めるところにより、検定事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

第百十七条の十三 建設大臣は、検定事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第百十七条の十四 建設大臣は、検定事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定検定機関の事務所に立ち入り、検定事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(検定事務の休廃止)

第百十七条の十五 指定検定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第百十七条の十六 建設大臣は、指定検定機関が第百十七条の五第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定検定機関の指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定検定機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第百十七条の五第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第百十七条の六第二項、第百十七条の八第一項若しくは第二項、第百十七条の十一、第百十七条の十二又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第百十七条の七第二項(第百十七条の八第三項において準用する場合を含む。)、第百十七条の十第二項又は第百十七条の十三の規定による命令に違反したとき。

四 第百十七条の十第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定事務を行つたとき。

五 不正な手段により第百十七条の四第一項の規定による指定を受けたとき。

2 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による検定事務の実施)

第百十七条の十七 建設大臣は、指定検定機関が第百十七条の十五第一項の規定により検定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定検定機関に対して検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第百十七条の四第三項の規定にかかわらず、当該検定事務の全部又は一部を行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により検定事務を行うこととし、又は同項の規定により行つて

いる検定事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により検定事務を行うこととし、第百十七条の十五第一項の規定により検定事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(手数料)

第百十七条の十八 技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定検定機関が行う試験を受けようとする者は、指定検定機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検定機関に納められた手数料は、指定検定機関の収入とする。

(指定検定機関がした処分等に係る審査請求)

第百十七条の十九 指定検定機関が行う検定事務に係る処分又はその不作為については、建設大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第百二十五条第一項中「基づく」に改め、「事業計画」の下に「事業基本方針」を加え、同条第二項中「基づく」を「基づく」に改め、「事業計画」の下に「事業基本方針」を加え、「疑を」を「疑い」に改め、同条第三項中「基づく」を「基づく」に改め、「事業計画」の下に「事業基本方針」を加える。

第百二十七条第一号中「第十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を、「認可」の下に「(事業基本方針の変更に係るものを除く。)」を加える。

第百二十八条第四項中「第二十一条第三項」の下に「若しくは第四項」を、「公告」の下に「(第二十一条第三項の公告にあつては、第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。)」を加える。

第百三十八条の次に次の二条を加える。

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

第三百三十八条の二 第一百七十七条の九第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十八条の三 第一百七十七条の十六第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四百四十二条の次に次の一条を加える。

第四百四十二条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第一百七十七条の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第一百七十七条の十四第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第一百七十七条の十五第一項の規定による許可を受けないで、検定事務の全部を廃止したとき。

第四百四十四条第二号中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第四条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用の負担等」第百十九條―第百二十三條を「第四章の二 土地地区画整理事業との一体的施行に関する特則(第百十八條―第百二十三條)」に改める。

第七條の二第二項中「第十一條第一項の下に「若しくは第二項」を加える。

第七條の十四中「」に限り、その認可をするこ

とができるを、は、その認可をしなければならぬに改める。

第十一條第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要がある場合において、同項の規定にかかわらず、五人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

3 前項の規定により設立された組合は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて事業計画を定めるものとする。

第十二條の見出しを「(事業計画及び事業基本方針)」に改め、同条中「規定は、」の下に「前条第一項又は第三項の」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前条第二項の事業基本方針においては、建設省令で定めるところにより、施行地区及び市街地再開発事業の施行の方針を定めなければならない。

3 前条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければならぬ。

第十三條及び第十四條中「第十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十六條第一項中「第十一條第一項」の下に「又は第三項」を、「区域」の下に「(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十一條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

第十七條中「第十一條第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「に限り、その認可をする」とができるを、は、その認可をしなければならぬに改め、同条第二号中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を、「法令」の下に「(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む)」を加え、同条第三号中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加える。

第十八條中「第十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十九條第一項中「第十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「第四十五條第四項」を「第四十五條第五項」に改め、「日」の下に「(第二項の図書にあつては、当該図書に係る市街地再開発事業についての第一項の図書の公表の縦覧を開始する日)」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第十一條第一項の認可に係る第一項」に、「組合」を「組合」に改め、「もつて」の下に「前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第十一條第二項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行地区を表示する図書を送付しなければならない。

第三十條第十号を同条第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十一 組合の解散

第三十條中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、

同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 事業計画の決定

第三十一條第五項中「第十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十三條中「第二号」を「第三号」に、「同条第八号及び第九号」を「同条第二号及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三十四條第一項中「第三十條第七号及び第九号」を「第三十條第八号及び第十号」に改める。

第三十八條の見出し中「及び事業計画」を、又は事業計画若しくは事業基本方針に改め、同条第一項中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第二項中「が事業計画」の下に「又は事業基本方針」を、「関し定款又は事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を、「施行地区となるべき区域」の下に「(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」を加え、「第十九條第二項」を「第十九條第一項中「認可」とあるのは、認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは、認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項に改め、「をもつて、組合員その他の」を削り、「をもつて、その」と、「組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その」に改める。

第四十五條第一項中「第二号」を「第三号」とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 総会の議決

第四十五條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

第五十三条第二項中「第四項」を第五項に改め、「加え」との下に、「同条第五項中「第十一」条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」とを加える。

第五十八条第三項中「及び第十九条」の下に「(第二項を除く)」を加え、「の規定及び」及び第五項並びに「に改め、「特定事業参加者」との下に、「第十八条第五項中「第十一」条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「公団等」とを、「建設大臣」との下に「同条第三項中「組合は」とあるのは「公団等」と、「第十一」条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」とを加え、同条第四項中「第三項」を第四項に改める。

第六十条第二項第二号中「その設立についての認可」を「第十九条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「若しくは組合の設立についての認可」を「認可の公告、第十九条第一項」に改め、同条第四項中「施行者が」の下に「第十一」条第一項の規定により設立された」を加える。

第九十一条第一項中「権利変換期日までの」を「権利変換計画の認可の公告の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画の認可の公告の日から補償金を支払

平成十一年三月十六日 衆議院会議録第十五号

う日までの」に、「附して」を「付して」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

第九十一条第二項中「こゝるときは、その差額につき同項に規定する利息相当額並びにその差額及び利息相当額につき権利変換期日後その支払を完了する日までの日数に應じ年十四・五パーセントの割合による過怠金を」超えるときは、次に掲げる額の合計額に改め、同項に次の各号を加える。

一 その差額につき第八十条第一項に規定する三十日を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの前項に規定する物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額及び権利変換計画の認可の公告の日から権利変換期日までの間の同項に規定する利息相当額

二 前号の額につき権利変換期日後その支払を完了する日までの日数に應じ年十四・五パーセントの割合による過怠金

第九十九条の二第一項中「権利変換計画において施行者がその全部を取得するように定められた」を削り、「当該施設建築物の全部又は一部が第七十七条第五項ただし書の規定により借家権の目的となるように定められたもの及び当該施設建築物、当該施設建築物の所有を目的とする地上権又は当該施設建築物の敷地の全部又は一部が担保権等の登記に係る権利の目的となる」を第七十三条第一項第二号に掲げる者(施行者を除く)がその全部を取得する」に改め、同条第二項中「その旨」の下に「及び施行者が取得する施設建築物の全部又は一部のうちその建築を行う者(以下「特定建築者」という。)に取得させるもの」を加え、同条第三項中「この款において「特定施設建築物」というのは、を「特定施設

施設建築物」という。の全部又は一部は、権利変換計画において定めるところにより、その建築を行う者(以下「この款において「特定建築者」という。）」を「特定建築者」に改める。

第九十九条の三第二項中「事業計画」の下に「及び権利変換計画」を加える。

第九十九条の六第二項中「当該特定施設建築物の所有を目的とする地上権(施行者が当該特定施設建築物の敷地の全部を取得した場合)にあっては、当該特定施設建築物の敷地」を「第九十九条の二第三項の規定により当該特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部を所有を目的とする地上権又はその共有持分に改める。

第九十九条の七中「事業計画」の下に「及び権利変換計画」を加える。

第九十九条の二第三項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合

においては、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第九十九条の六第二項の規定による譲渡の対価の額との差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

第九十九条の二第三項中「前条を」前条第一項に、「同条を」同項に改める。

第九十九条の二第三項中「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の二第三項」に改め、同条第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

第九十九条の二第三項の表第九十五条の項の次に次のように加える。

改正規定、同法第一百条第二項の改正規定

同法第一百十一條の改正規定(同条の表に次のように加える部分に限る。)、同法第一百十八條の二十五の二第一項の改正規定並びに同法第四章の次に一章を加える改正規定並びに附則第八條(住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第四十七條第一項の改正規定中「第八十五條の二第一項から第七項まで」の下に「第八十五條の三第一項から第六項まで」を加える部分に限る。の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二條 都市再開発法第八十條第一項に規定する三十日の期間を経過した日が前条第一号に掲げる改正規定の施行の日前である場合における第四條の規定による改正後の都市再開発法以下この条において「新都市再開発法」という。第九十一條の規定の適用並びに都市再開発法第一百八條の五第一項の規定による譲受け希望の申出を撤回した者の宅地、借地権又は建築物が当該改正規定の施行前に施行者に取得され、又は消滅している場合における新都市再開発法第一百八條の十三、第一百八條の十五及び第一百八條の十九の規定の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第三條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第三十三條の三第三項及び第六十五條第五項中「第四百四條」を「第四百四條第一項」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第四條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

24 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第二項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

25 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三條の規定の適用については、同条中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項若しくは附則第十五條第二項」とする。

第五條 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「同条第三項の規定による都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する貸付け、都市開発資金の貸付けに関する法律第一條第四項を「同条第五項の規定による住宅・都市整備公団に対する貸付け、同条第六項の規定による地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項に、並びに同条第五項を、及び同条第八項」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條 第一項中「第十四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十二條中「施行者が」の下に「土地区画整理法第十四條第一項の規定により設立された」を加え、「土地区画整理法」を「同法」に改める。

第五十一條中「第二項」の下に「及び第四項」を、「第三十九條」の下に「(第五項を除く。)」を、「第四十五條第三項」の下に「及び第五十條第二項」を加える。

第七十條中「土地区画整理組合を」土地区画整理法第十四條第一項の規定により設立された土地区画整理組合に、「土地区画整理法」を「同法」に改める。

第一百八條第二号中「第五十條第四項」を「第五十條第五項」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第七條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八條 第一項中「第六條第五項」を「第六條第七項」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第八條 住宅・都市整備公団法の一部を次のように改正する。

第四十七條 第一項中「第八十五條の二第二項から第七項まで」の下に、「第八十五條の三第一項から第六項まで」を加え、「第十八條」を「第十八條第一項」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第九條 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「施行者が」の下に「土地区画整理法第十四條第一項の規定により設立された」を加え、「土地区画整理法」を「同法」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五條 第一項中「第十四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十一條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第五項中「施行者が」の下に「土地区画整理法第十四條第一項の規定により設立された」を加え、「土地区画整理法第十四條第一項」を「同条第一項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十二條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

平成十一年三月十六日 衆議院會議録第十五号

第四十六條第一項中「第六條第五項」を「第六條第七項」に改める。

理 由

民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、市街地再開発事業等に対する都市開発資金無利子貸付制度の創設、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る取得期限の延長、土地画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度の創設等所要の措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市の再開発のための資金調達を円滑化するため、都市開発資金からの市街地再開発事業に対する無利子貸付制度の創設、土地画整理事業に対する貸付制度の拡充等の措置を講ずることとする。

2 土地の流動化に資する虫食い地等の低未利用地の有効利用の促進を図るため、土地の集約化に関する計画について建設大臣が認定を行い、これに対して支援措置を講ずる制度を創設するとともに、低未利用地における民間都市開発事業を推進するため、民間都市開発

推進機構の土地取得業務の期限を三年間延長する等の措置を講ずることとする。

3 土地画整理事業及び市街地再開発事業を円滑に立ち上げるため、事業計画決定前の準備段階においても土地画整理組合及び市街地再開発組合を設立することができるようにする。また、公共施設及び宅地の整備と建築物の整備が併せて行えるよう、土地画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行を可能とする制度を創設するほか、指定検定機関制度の創設、転出者に対する補償金等に係る利息相当額の算出方法の見直し、特定建築者制度の拡充等を行うことにより、事業手法の改善・拡充を図ることとする。

4 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、転出者に対する補償金等に係る利息相当額の算出方法の見直し、特定建築者制度の拡充に関する改正規定については公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日から、土地画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行を可能とする制度の創設及び指定検定機関制度の創設に関する改正規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十一年度一般会計予算の中に、市街地整備事業費二十七億円、住宅対策費として十億円が計上されている。右報告する。

平成十一年三月十二日

建設委員長 平田 米男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 今後の都市再開発事業・土地画整理事業のあり方について、地方分権や地域住民の参加、地域社会の機能維持を基本としつつ迅速な事業展開の方策を検討すること。

二 民間による都市の再開発を促進するため、今回の改正について地方公共団体等に対する周知徹底を図るとともに、今後とも制度の充実に配慮すること。また、地方公共団体等の機関による相談窓口の設置、専門技術者の派遣等支援体制の充実に努めること。

三 都市における再開発の円滑な実施を図る観点から、都市開発資金貸付制度の充実に配慮すること。

また、再開発等まちづくりに係る補助金については、その統合化、簡素化を積極的に進めること。

四 民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務については、業務が適正に遂行されるよう情報開示に努めつつ低・未利用地における民間都市開発事業を促進する観点から、事業化への検討を積極的に進め譲渡等の促進を図ること。

五 建設大臣による事業用地適正化計画の認定については、地方公共団体の意向にも十分配慮すること。

六 土地画整理組合及び市街地再開発組合の設立の早期化については、早期化の趣旨の徹底を図り、認可事務が遅れることなく適正に行われるよう配慮すること。

七 土地画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行に際しては、関係権利者の意向を十分尊重して事業を行うよう指導を徹底すること。

八 特定建築者制度が拡充され、権利床を含む施設建築物についても活用できることになるが、その選定等に際しては慎重を期するよう十分配慮すること。

九 再開発事業の円滑化に資するため、権利の交換を希望しないで転出する権利者等に対する補償その他の救済措置について十分配慮すること。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十一年二月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。
(別冊)

日本放送協会平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成 11 年 度 収 支 予 算

予算総則

- 第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成11年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。
- 第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定による場合を除く。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。
- 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができ。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができ。
- 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。
- 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成 11 年 度 収 支 予 算 書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位: 千円)

款		項	金 額
事	業	収入	
		支出	
事	業	受 入	635,455,840
		交 付	621,072,170
事	業	信 金	1,998,450
		収 入	6,572,000
事	業	交 副	4,450,220
		財 務	500,000
事	業	維 持	763,000
		特 別	
事	業	内 国	252,292,127
		際 際	7,646,915
事	業	放 放	61,082,982
		送 送	2,049,842
事	業	資 資	3,130,719
		費 費	8,543,824
事	業	調 給	147,424,609
		査 退	51,723,870
事	業	職 手	14,341,504
		役 管	55,582,000
事	業	面 債	17,175,448
		別 務	1,980,000
事	業	支 支	
		出 出	

予備費	金額
事業収支差金	3,000,000
	9,482,000

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		82,102,000
事業収入	事業収支差金受入れ	9,482,000
	減価償却資産受入れ	55,582,000
	資産運搬立資産受入れ	2,047,000
	放送信賃運搬立資産受入れ	3,920,000
	放送信賃	10,000,000
	長期借入金	1,071,000
資本支出		82,102,000
	建設費	68,600,000
	放送設備運搬立資産受入れ	100,000
	放送信賃運搬立資産受入れ	3,968,000
	放送信賃	3,920,000
	長期借入金返還	5,514,000
資本収支差金		0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,346億9,284万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,289億9,384万円であり、経常収支差金は、106億9,900万円である。
事業収支差金94億8,200万円については、債務償還のために使用する。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		485,000
事業支出	受託業務等収入	485,000
		407,000
	受託業務等費	385,000
	財	22,000
事業収支差金		78,000

事業収支差金7,800万円と受託業務等費の間接経費3億6,200万円を合わせた4億4,000万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分
契約種別

契約種別	契約内容
カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

支払区分	契約内容
訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通算郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことにより行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,355円	7,950円	15,480円	
	口座振替	1,345円	7,650円	14,910円	
普通契約	訪問集金	905円	5,190円	10,130円	
	口座振替	855円	4,890円	9,550円	
衛星カラー契約	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円	
	口座振替	2,290円	13,090円	25,520円	
衛星普通契約	訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円	

特 別、契 約	口 継	歴 続 費 込	1,800円	10,330円	20,160円
	訪 問	集 金	1,055円	6,030円	11,760円
	口 継	座 振 替 込	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額		12か月前払額	
			訪 問	集 金	訪 問	集 金
カ ラ ー 契 約	口 継			1,240円		7,110円
	座 振 替 込			1,190円		6,810円
普 通 契 約	訪 問	集 金	750円	4,350円	8,500円	
	口 継	座 振 替 込	700円	4,050円	7,920円	
衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 問	集 金	2,185円	12,550円	24,470円	
	口 継	座 振 替 込	2,135円	12,250円	23,890円	
衛 星 普 通 契 約	訪 問	集 金	1,695円	9,790円	19,110円	
	口 継	座 振 替 込	1,645円	9,490円	18,530円	

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減する月額	
	衛 星 カ ラ ー 契 約	衛 星 普 通 契 約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引	額
衛 星 カ ラ ー 契 約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり	月額 250円
衛 星 普 通 契 約		
特 別		

平成11年度事業計画

1 計画概説

平成11年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様な高い放送番組の提供に努めるとともに、衛星デジタル放送開始に向けた設備の整備及び新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととし、視聴者の要望にこたえ、公共放送としての役割を果たしていく。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、業務全般にわたる改革とその実行に取り組み、一層効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、衛星デジタル放送開始に向けた設備の整備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に徹し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の提供に努めるとともに、地域に密着した放送サービス、福祉番組及び字幕放送の充実を行う。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送(以下「ラジオ国際放送」という。)の充実を努め、委託協会国際放送業務(以下「テレビジョン国際放送」という。)を拡充する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

また、受信料免除については、施設に対する免除措置の適用範囲の見直しを行い、その一部を廃止する。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一面積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。 (8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。 (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。 2 建設計画 建設計画については、新放送施設の整備に197億8,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に126億700万円、演奏所の整備に114億100万円、放送番組設備の整備に132億3,600万円、研究設備の整備等に115億6,700万円、総額686億円をもって施行する。 (1) 新放送施設整備計画 衛星デジタル放送開始に向けた設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送充実のための設備の整備等を行う。 これらに要する経費は、197億8,900万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 外国電波混信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、95億4,200万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波混信等に対する受信改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、30億6,500万円である。 (4) 演奏所整備計画 放送会館については、大阪放送会館の建設を継続する。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。 これらに要する経費は、114億100万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における緊急報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行うとともに、地域放送の充実のための設備の整備を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、132億3,600万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 放送技術研究所の建設を継続するとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行う。また、映像アーカイブセンターの建設のための諸準備を取り進めるほか、宿舍等の整備を行う。 これらに要する経費は、88億1,500万円である。	(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、32億5,200万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア テレビジョン放送については、総合放送は、日曜深夜を除いて1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、創造的な文化・教養番組及び娯楽番組などの調和ある編成を行う。 番組内容については、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の一面の充実・強化を図る。あわせて、週末及び夜間に個性豊かで多彩な番組を編成するとともに、視聴者とのふれあいを大切にした公開参加番組や公共放送の真価を発揮する大型企画番組を積極的に編成する。 教育放送は、放送時間を拡大して1日21時間を基本とし、次世代を担う青少年少女の豊かな心を育てる番組をはじめ、学校放送番組、生活実用番組及び福祉番組等の充実を図る。 衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者参加番組を積極的に開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。 ハイビジョン放送については、1日11時間を基本として弾力的に実施し、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及促進を図る。 テレビジョン補完放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。字幕放送においては、聴覚障害者向けの放送を行い、解説放送においては、視覚障害者向けの放送を行う。 ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心とした多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に迅速かつ的確に対応するため柔軟な編成を行う。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、日曜深夜を除いて1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様なジャンルの音楽番組を編成する。 地域放送については、それぞれの地域実情にあわせたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を努める。放送時間は、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。 テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を提供する。
--	--

F M文字多重放送については、ニュース、気象情報等を提供する。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信が少くない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人への情報提供を促進する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,804億7,386万2千円、番組の編成企画等に129億7,352万円で、総額1,934億4,740万2千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、588億4,472万5千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,522億9,212万7千円となり、前年度2,456億4,305万3千円に対して、66億4,907万4千円の増額となる。

(2) 国際放送
日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、ラジオ国際放送及びテレビジョン国際放送を実施する。

ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。テレビジョン国際放送については、世界のほぼ全地域向けの放送時間を拡大し、平成11年4月から1日19時間、10月からは1日24時間とし、ニュース・情報番組の充実・強化を図る。このほか、北米及び欧州向けの放送を1日5時間30分程度の放送時間で実施する。

これらに要する経費は、総額76億4,691万5千円となり、前年度70億3,115万2千円に対して、6億1,576万3千円の増額となる。

(3) 契約収納
受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

これらに要する経費は、総額610億8,298万2千円となり、前年度583億3,345万6千円に対して、17億4,952万6千円の増額となる。

(4) 受信対策
受信環境の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額20億4,984万2千円となり、前年度20億4,253万7千円に対して、730万5千円の増額となる。

(5) 広報
協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

これらに要する経費は、総額31億3,071万9千円となり、前年度30億7,794万8千円に対して、5,277万1千円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、技術面において、デジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発やニュース音声の自動字幕化のための研究開発を積極的に推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。番組面においては、番組視聴状況調査や国民世論調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額85億4,382万4千円となり、前年度81億1,083万円に対して、4億3,349万4千円の増額となる。

(7) 給与
給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、前年度1,496億6,340万5千円に対して、22億3,879万6千円の減額となり、総額1,474億2,460万9千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、退職年金拠出金の増等により、前年度494億8,507万4千円に対して、22億3,879万6千円の増額となり、総額517億2,387万円である。

(9) 一般管理
一般管理については、効率的な業務運営による経費の削減等により、前年度144億1,040万6千円に対して、6,880万2千円の減額となり、総額143億4,150万4千円である。

(10) 受託業務等
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は4億8,500万円、支出は4億700万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成11年度	平成10年度	増	減
年度	初頭契約件数	25,661,000	25,821,000	△	160,000
年度	内新規契約件数	2,314,000	2,161,000	△	153,000
年度	内解約件数	2,436,000	2,321,000	△	115,000
年度	内増加契約件数	△	160,000	△	38,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成11年度	平成10年度	増	減
年度	初頭免除件数	965,000	983,000	△	22,000
年度	内新規免除件数	48,000	73,000	△	25,000
年度	内解約件数	90,000	51,000	△	39,000
年度	内増加免除件数	△	22,000	△	64,000

了 有料契約見込件数

1. 受信料免除見込件数

了。有料契約見込件数

1) 衛星カラー契約

受信料免除見込件数

受信料免除見込件数

有料契約見込件数

(5) 特別契約

有料契約見込件数

(参考1)

有料契約見込総数

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	4,128,000	20,727,000	811,000	25,666,000
年度	内増加契約件数	△ 18,000	△ 128,000	24,000	△ 122,000
年度	末契約件数	4,105,000	20,599,000	835,000	25,539,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	175,000	70,000	2,000	247,000
年度	内増加契約件数	△ 3,000	6,000	0	3,000
年度	末契約件数	172,000	76,000	2,000	250,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	145,000	411,000	27,000	583,000
年度	内増加契約件数	△ 22,000	△ 45,000	3,000	△ 70,000
年度	末契約件数	123,000	366,000	24,000	513,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	台 計
年度	初頭契約件数	8,000	8,000
年度	内増加契約件数	0	0
年度	末契約件数	8,000	8,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	610,000	8,423,000	368,000	9,401,000
年度	内増加契約件数	29,000	631,000	42,000	702,000
年度	末契約件数	639,000	9,054,000	410,000	10,103,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	15,000	29,000	1,000	45,000
年度	内増加契約件数	1,000	4,000	0	5,000
年度	末契約件数	16,000	33,000	1,000	50,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	9,000	35,000	2,000	46,000
年度	内増加契約件数	1,000	0	△ 1,000	0
年度	末契約件数	10,000	35,000	1,000	46,000

(5) 特別契約

区	分	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	3,000	12,000	15,000
年度	内増加契約件数	0	0	0
年度	末契約件数	3,000	12,000	15,000

5 要員計画

区	分	要 員 数
事業	運営関係	12,456人
建設	関係	199
合 計		12,655

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内190人の純減を見込んで
ものである。

平成十一年度資金計画

1 資金計画の概要
平成11年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額7,382億3,420万4千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額7,385億2,858万7千円をもって施行する。

2 入金金の部
受信料については、受信料収入予算6,210億7,217万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,194億1,316万2千円を予定する。
放送債券については、100億円、長期借入金については、10億7,100万円を予定する。
このほか、固定資産売却代金8億3,000万円、放送債券償還積立資産の戻入れ39億2,000万円、国庫放送回係等交付金収入19億9,845万円、有価証券の売却65億6,200万円、受取利息その他の入金155億3,959万2千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,383億3,420万4千円である。

3 出金金の部
事業経費5,482億8,639万2千円、建設経費686億円、放送債券の償還39億2,000万円、長期借入金の返還55億1,400万円、出資1億円、放送債券償還積立資産への繰入れ39億6,800万円、有価証券の購入807億円、支払利息その他の出金284億9,019万5千円を合わせ出金額は、総額7,385億2,858万7千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	48,571,000	52,647,807	47,539,830	53,874,537	—
2 入 受 信 金 料	202,738,889	138,530,478	217,145,897	184,918,940	738,334,204
放 送 債 券	198,643,376	113,539,064	201,928,690	105,302,032	619,413,162
長 期 借 入 金	0	0	10,000,000	0	10,000,000
固 定 資 産 売 却 代 金	204,473	136,773	388,873	119,881	830,000
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 戻 入 れ	0	0	0	3,920,000	3,920,000
交 付 金 収 入	508,566	497,055	498,334	494,495	1,998,450
有 価 証 券 売 却	100,000	16,988,000	100,000	68,424,000	85,562,000
受 取 利 息 其 他 の 入 金	3,282,474	2,419,586	4,250,000	5,587,532	15,539,592
3 出 金	198,662,082	138,638,455	210,811,190	191,416,860	739,528,587
事 業 経 費	137,538,113	116,841,467	152,018,766	141,838,046	548,236,392
建 設 経 費	8,008,956	10,998,753	15,126,212	34,466,079	68,600,000

放 送 債 券 償 還	0	0	0	3,920,000	3,920,000
長 期 借 入 金 返 還	5,514,000	0	0	0	5,514,000
出 資	0	22,050	22,050	55,900	100,000
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 戻 入 れ	0	0	0	3,968,000	3,968,000
有 価 証 券 購 入	42,300,000	100,000	38,200,000	100,000	80,700,000
支 払 利 息 其 他 の 出 金	5,301,013	10,676,185	5,444,162	7,068,835	28,490,195
4 期 末 資 金 有 高	52,647,807	47,539,830	53,874,537	47,376,617	—

日本放送協会平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成11年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画は、経費の増加の圧縮に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める。

なお、協会は、引き続き事業運営の刷新・効率化を徹底するとともに、地上放送を始め全ての放送のデジタル化の推進等、我が国の放送の発展のための先導的役割を積極的に果たしていくよう、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 受信料の公平負担の観点から衛星契約を含む受信契約の締結及び受信料の収納を促進するとともに、受信料体系の在り方について検討を行うこと。
- 2 業務の見直し及び新技術の成果の活用により一層の効率化を図るとともに、平成9年12月の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」の趣旨を踏まえ、その各事項の推進に一層努めること。
- また、協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるように、関連団体を含めた財務内容・業務内容の開示に一層努めること。
- 3 地上デジタル放送の円滑な導入に向け、関係機関との連携を図りつつ研究開発等に一層積極的に取り組むとともに、衛星デジタル放送の開始が平成12年度に予定されているので、必要な設備投資、視聴者への十分な情報提供等に計画的に取り組むこと。
- 4 豊かな放送番組の提供と公正な報道に努めるとともに、青少年の健全な育成に資するため、視聴者の期待に応え、引き続き青少年向けの放送番組の充実等に取り組みすること。
- また、視聴者被害者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充すること。
- 5 災害等に対応できるよう、引き続き報道・取材体制の充実を図ること。
- 6 諸外国との相互理解の促進及び海外在留邦人の期待に応えるため、映像国際放送等を通じた海外への情報発信を効果的かつ効果的に推進すること。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった「昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画」については、放送法第三十七条第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す予算総則並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであって、その要点は次のとおりである。

1 収支予算

(一) 受信料の額は、前年度とおり、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月	額	六か月前払額	十二か月前払額
カラー契約	訪問集金	一、三九五円	七、九五〇円	一五、四九〇円	
	口座振替	一、三四五円	七、六五〇円	一四、九一〇円	
普通契約	訪問集金	九〇五円	五、一九〇円	一〇、一三〇円	
	口座振替	八五五円	四、八九〇円	九、五五〇円	
衛星カラー契約	訪問集金	二、三四〇円	一三、三九〇円	二六、一〇〇円	
	口座振替	二、二九〇円	一三、〇九〇円	二五、五二〇円	
衛星普通契約	訪問集金	一、八五〇円	一〇、六三〇円	二〇、七四〇円	
	口座振替	一、八〇〇円	一〇、三三〇円	二〇、一六〇円	
特別契約	訪問集金	一、〇五五円	六、〇三〇円	一一、七六〇円	

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月	額	六か月前払額	十二か月前払額
カラー契約	訪問集金	一、二四〇円	七、一一〇円	一三、八六〇円	
	口座振替	一、一九〇円	六、八二〇円	一三、二八〇円	
普通契約	訪問集金	七五〇円	四、三五〇円	八、五〇〇円	
	口座振替	七〇〇円	四、〇五〇円	七、九二〇円	
衛星カラー契約	訪問集金	二、一八五円	一二、五五〇円	二四、四七〇円	
	口座振替	二、一三五円	一二、二五〇円	二三、八九〇円	
衛星普通契約	訪問集金	一、六九五円	九、七九〇円	一九、一一〇円	
	口座振替	一、六四五円	九、四九〇円	一八、五三〇円	

(二) 収支予算の見積は、次のとおりである。

(事業収支)	事業収入	六千三百五十四億五千五百八十四万円
	事業支出	六千二百五十九億七千三百八十四万円
	事業収支差金	九十四億八千二百万円
(資本収支)	資本収入	八百一十一億二百万円
	資本支出	八百一十一億二百万円
	資本収支差金	〇円
(受託業務等勘定)	事業収入	四億八千五百万円
	事業支出	四億七百万円
	事業収支差金	七千八百万円

2 事業計画

(一) 建設計画

衛星デジタル放送開始に向けた設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送充実のための設備の整備、外国電波混信による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局の建設を行うほか、放送会館の整備、緊急報道機能の確保などを行うための設備の整備、映像アーカイブセンターの建設のための諸準備等を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送

テレビジョン放送については、総合放送は、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の二層の拡充・強化を図る。あわせて、週末及び夜間に個性豊かで多彩な番組を編成するとともに、視聴者とのふれあいを大切にした公開参加番組や公共放送の真価を発揮する大型企画番組を積極的に編成する。教育放送は、次世代を担う青少年の豊かな心を育む番組をはじめ、学校放送番組、生活実用番組及び福祉番組等の充実を図る。衛星放送は、第一テレビジョンは、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第二テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者参加番組を積極的に開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。ハイビジョン放送は、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及促進を図る。テレビジョン補完放送は、テレビジョン放送の一部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、二か国語放送及び解説放送を行い、字幕放送においては、聴覚障害者向けの放送

を行い、解説放送においては、視覚障害者向けの放送を行う。

ラジオ放送については、第一放送は、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に迅速かつ的確に対応するため柔軟な編成を行う。第二放送は、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様なジャンルの音楽番組を編成する。

地域放送については、それぞれの地域実情にあわせてきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組み番組の充実を努めるとともに、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を提供する。

FM文字多重放送については、ニュース、気象情報等を提供する。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人への情報提供を実施する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

(2) 国際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、ラジオ国際放送及びテレビジョン国際放送を実施する。ラ

ジオ国際放送については、ニュース・情報番組の充実を図り、テレビジョン国際放送については、世界のほぼ全地域向けの放送時間を拡大し、ニュース・情報番組の充実・強化を図る。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動を行う。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

(6) 調査研究

デジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発やニュース音声の自動字幕化のための研究開発を積極的に推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

(7) 受信契約件数

有料契約見込総数は、年度初頭契約件数を三千五百七十六万六千件、年度内増加契約件数を五十一万六千件、年度末契約件数を三千六百二十一万六千件と見込んでいく。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して、年度内に百九十人の純減を行い、要員を一万二千六百五十五人とする。

3 資金計画

資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額七千三百八十三億三千四百二十万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額七千三百九十五億二千八百五十八万円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成十一年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十一年三月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 中沢 健次

(別紙)

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議
政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由を一層確保するとともに、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、公正な報道に努めること。

一 協会は、放送が青少年に与える影響を深く認識し、青少年の健全育成に配慮し、豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

一 協会は、経営全般にわたる業務の見直しと職員の意識改革に取り組むことにより業務運営の効率化に努め、視聴者の十分な理解が得られるよう経営の方針、財務内容等の開示に努めるとともに、関連団体の業務の在り方について検討すること。

一 協会は、その経営基盤が受信料であることにかんがみ、受信料の公平負担の観点から衛星契約を含む受信契約の確実な締結と受信料の収納

を徹底するとともに、受信料免除の在り方について更に検討すること。

一 デジタル放送の円滑かつ積極的な導入に向けた取組みを推進するとともに、デジタル化に伴う視聴者の負担の在り方について検討すること。

一 視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等の更なる拡充、番組内容の充実に努めること。

一 映像国際放送については、我が国の実情を的確に海外に伝えるとともに、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、番組内容の一層の充実に努めること。

一 協会は、地域放送について、地域の実情にあった放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国へ向けた放送番組の拡充に努めること。

平成十一年三月十六日 衆議院会議録第十五号

四〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十五号を先に発送しました。)

発行所
〒一〇五八四四五
二番四号
大蔵省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目

電話
03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
送料 二二〇円
別 〇〇円
別 〇〇円